

各位

2007年8月27日
SBIアーキクオリティ株式会社

2007年6月20日以降に着工の物件の住宅性能評価申請について

2007年6月20日以降に着工している物件及び今後着工となる物件の設計／建設住宅性能評価の申請につきましては、確認済証の交付年月日に係わらず、建築基準法改正に伴う構造新基準への適合が必要となります。

構造新基準による審査につきましては、従前より審査期間が長くなる可能性があるため、申請者様／代理者様におかれましては、できるだけお早めに事前相談／申請をして頂きますようお願いいたします。

なお、申請の際には下記の書類を併せてご提出下さい。

【確認申請中の物件の場合】

- ・ 確認申請時の副本と同一内容の図面及び構造計算書一式
- ・ 確認申請時の質疑回答書（評価の申請時までに回答済のもの）
- ・ 構造安全証明書

※但し、評価書の交付は、直近に交付された確認済証の写し（計画変更によるものを含む）をご提出頂いた後となります。

【確認済証が交付された物件の場合】

- ・ 確認申請時の副本（図面及び構造計算書一式）の写し
- ・ 確認申請時の質疑回答書
- ・ 構造安全証明書
- ・ 直近に交付された確認済証の写し（計画変更によるものを含む）

以上、宜しくお願いいたします。

本リリースに関するお問い合わせ先：建築評価本部 住宅性能評価グループ 03-5226-2433